

あなたの「救いたい」

思いを赤十字に

遺贈・相続財産の寄付 ご案内パンフレット





あなたの「救いたい」思いを次世代へ

このパンフレットは日本赤十字社の理念を広くご理解いただき、その活動を支援するために日本赤十字社へ遺産の寄付をしたいとお考えの方々にご寄付の方法などをわかりやすく作成しました。

はじめに

赤十字は、アンリー・デュナン（スイス人：第一回ノーベル平和賞受賞者）が提唱した「人の命を尊重し、苦しみの中にいる者は、敵味方の区別なく救う」ことを目的とし、世界191の国と地域に広がる赤十字社・赤新月社のネットワークを生かして活動する組織です。

日本赤十字社はそのうちの一社であり、1877年に起きた西南戦争における負傷者救護で初めての活動を行って以来、国内外における災害救護をはじめ、苦しむ人を救うために幅広い分野で活動しています。

これらの活動は、国民の皆様から寄せられる活動資金によって支えられております。

近年は国内外において大規模災害や紛争が後を絶たず、多くの方々から「救いを求める人のために、何か支援をしたい」という声が日本赤十字社に寄せられております。

日本赤十字社は、赤十字の基本原則である「人道」のもと、皆様と手を取り合いながら、**全ての人々のいのちと尊厳を守る活動を推進してまいりたい**と考えております。

目次

日本赤十字社への遺言によるご寄付について（遺贈） P4～P6

日本赤十字社への相続財産のご寄付について
(ご遺族の皆様へ) P7～P8

相続税について P9～P10

あなたの思いがかたちになります
～赤十字はこのような活動をしています～ P11～P12

ご寄付に関する専門相談窓口について P13

ご自分や故人の意思を 広く社会に役立てるために



近年、「自分が亡くなった後、これまで築いた財産の一部を赤十字に寄付したい」といったご相談や、大切な方を亡くされたご遺族から、「故人の遺産を社会のために役立ててほしい」という尊いお申し出が増えています。

相談される方々の事情は様々ですが、ご自身や故人の意思を社会のために役立てることを目的に、安心できる方法で信用できる団体に寄付をしたいという思いは共通しています。

日本赤十字社は、このような尊いご意思に応えるために遺言によるご寄付（遺贈）、相続財産のご寄付を承っております。

日本赤十字社へのご寄付には相続税がかかりません



日本赤十字社への遺言による ご寄付について（遺贈）



遺贈について

遺言により、自分の築いた財産を特定の人々に分けることを「遺贈」といいます。この遺言による相続は、民法が定めている法定相続（5ページ参照）の規定よりも優先され、遺言書の内容により、遺産の受取人やその内容を指定することができます。この方法により、財産の一部の受取人として日本赤十字社を指定することができます。一般的に、遺言は残された方々の遺産分割のもめごとを防ぎ、相続に関する複雑な手続きを円滑に進めることができます。また、必要に応じて、内容を書き換えることも可能です。日本赤十字社への遺贈によるご寄付については、次にご案内する点にご留意いただきご検討ください。



遺言書について

遺言をするには民法で定められた一定の方式で遺言書を作成することが必要です。一般的には次の三つの遺言が利用されていますが、財産の寄付をご検討される場合は、「公正証書遺言」による方式をお勧めします。

他の遺言書では、相続開始後、開封前に家庭裁判所による検認^{*}が必要となります。公正証書遺言では検認は不要となります。また、遺言書の作成については、弁護士、司法書士または信託銀行等の専門家にご相談されることもあわせてお勧めします。

*検認：家庭裁判所が遺言書の存在及び内容を確認するために調査する手続き

① 公正証書遺言	証人2人以上の立会いを得て、遺言者の口述内容を公正役場等で公証人に公正証書として作成してもらい、関係者が署名捺印します。遺言者には正本と謄本が交付され、原本は公証役場に保管されますので遺言書の破棄や偽造等の心配がありません。
② 自筆証書遺言	遺言者が遺言内容の全文、作成日付、氏名を自筆で書き、捺印したものです。形式の不備による無効や保管中の破棄、偽造等のおそれがあります。
③ 密密証書遺言	遺言者が遺言書を作成して署名捺印し、これを封筒に入れて証書と同じ印章で封印し、証人2人以上の立会いのもとで、公証人に自分の遺言書であることを証明してもらうものです。

法定相続とは

民法の規定に従い定められた親族に、同様に民法によって定められた割合で分割相続することをいいます。

相続できる対象となる人を「法定相続人」、財産の相続配分割合を「法定相続分」と呼びます。

●法定相続分一覧

相続人	相続分
配偶者のみ	全部
子(または孫)のみ	全部
直系尊属(父母または祖父母)のみ	全部
兄弟姉妹(または甥、姪)のみ	全部
配偶者と子(または孫)	配偶者…1/2 子(または孫)…1/2
配偶者と直系尊属	配偶者…2/3 直系尊属…1/3
配偶者と兄弟姉妹(または甥、姪)	配偶者…3/4 兄弟姉妹(または甥、姪)…1/4

遺言執行者について

遺言書を作成する場合に大切なことは、遺言執行者を指定していただくことです。財産を円滑に寄付するためには、財産の引渡しや登記など複雑な手続きをする方が必要になります。

不動産や有価証券などの寄付については、専門知識をもった遺言執行者にその財産を現金化してもらうよう遺言で指示することもできます。

遺言執行者は信頼のできる方を指定することはもちろんですが、法律に詳しい弁護士や専門機関である信託銀行などに依頼するケースが多くなっております。

日本赤十字社では信託銀行等と業務提携（13ページ参照）しておりますので、詳しい内容については各金融機関までお問い合わせください。

不動産や有価証券などの現金以外のご寄付につきましては、原則として遺言執行者となった方に換価処分（現金化）していただき、そのために必要な税金や諸費用を差し引いた金額にていただくことをお願いしております。

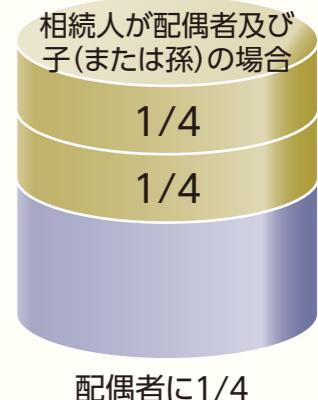
遺留分について

自分の財産は原則として、遺言によって自由に相続分の指定をしたり、遺贈をすることができます。一方で、遺言書の内容に関わらず民法によって一定の相続人が、遺言者の財産の一定割合を確保できることを定めています。これを「遺留分」といい、遺留分をもつ人を「遺留分権利者」といいます。

遺言書を作成して財産の寄付を行う場合には、この遺留分についてもご理解いただきご検討ください。

参 考

●遺留分権利者と遺留分



注) 兄弟姉妹(甥・姪)には遺留分がありません。

貴言公正証書への記載例



日本赤十字社への 相続財産のご寄付について (ご遺族の皆様へ)

ご寄付いただいた財産は非課税となる 税制上の優遇措置があります

ご遺族の方が相続された財産を相続税の申告期限内（相続開始があったことを知った日の翌日から10か月以内）に日本赤十字社に寄付した場合、ご寄付いただいた財産には相続税がかかりません。（税制上の優遇措置が適用されます。）

適用には相続税の申告期限内に日本赤十字社が発行する「相続財産の寄付に関する証明書」を添付する必要がありますのでご寄付先の日本赤十字社岡山県支部までお問い合わせください。

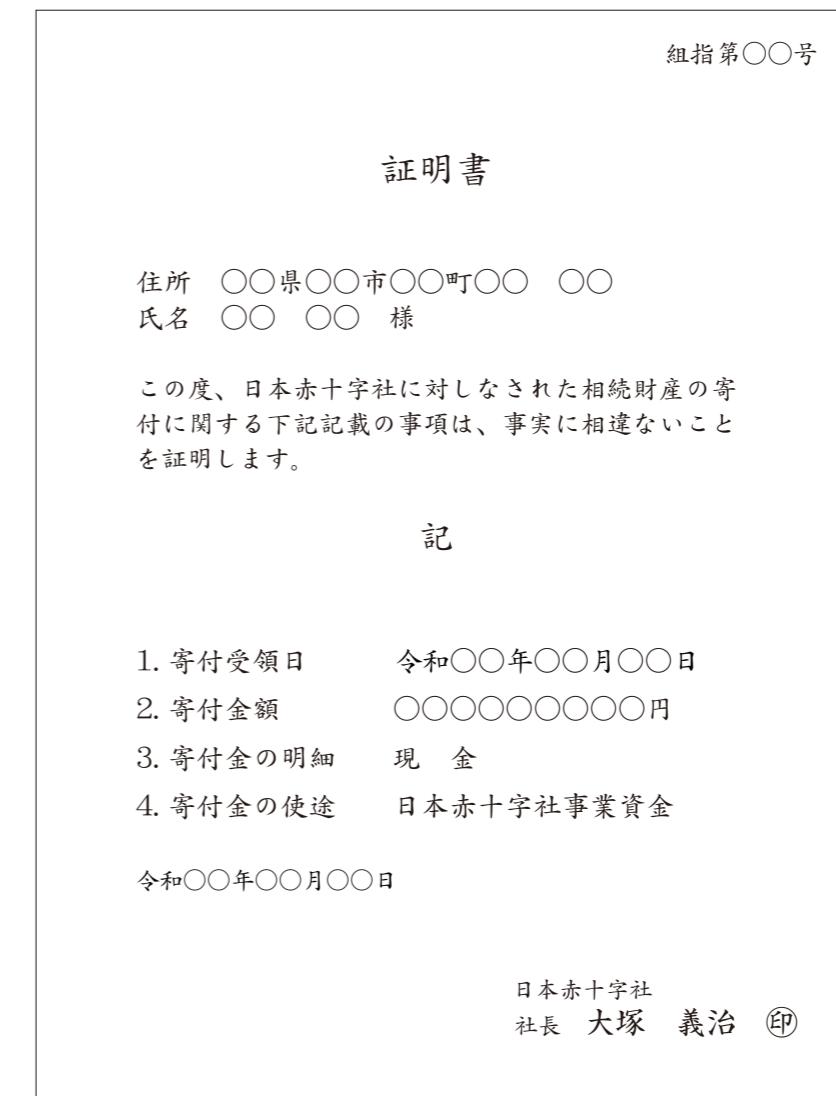
措置の名称等	関係根拠条文	適用期間	措置の内容等
相続税の非課税	租税特別措置法 第70条	通年	相続により取得した財産の全部又は一部を寄付した場合、寄付した相続財産の価値は、相続人の納めるべき相続税の課税価格に算入されない。

故人の財産を日本赤十字社を通じて、広く社会に還元していく
だくことが可能となります。

■相続財産からのご寄付の流れ

- ① 日本赤十字社岡山県支部にご寄付いただく際に「相続財産からのご寄付」であることをご連絡
- ② 相続財産から日本赤十字社岡山県支部にご寄付
- ③ 日本赤十字社岡山県支部から受領証および相続財産の寄付に関する証明書を送付

相続財産の寄付に関しては下記の証明書が発行されます。





参考

相続税について

相続税は、相続または遺贈により財産を取得した場合にかかる税です。
平成27年1月から相続税が改正されました。(参照:国税庁ホームページ)

主な改正点

●遺産にかかる基礎控除額の引き下げ

相続または遺贈によって財産を取得した人それぞれの課税価格の合計額が遺産にかかる基礎控除額を超える場合、その財産を取得した人は相続税の申告をする必要があります。
今回の改正により基礎控除額が引き下げられ、課税対象者が増加するといわれています。

改正前 (適用:平成26年12月31日までに発生した相続)

$$5,000 \text{ 万円} + 1,000 \text{ 万円} \times \text{法定相続人数}$$



改正後 (適用:平成27年1月1日以降に発生した相続)

$$3,000 \text{ 万円} + 600 \text{ 万円} \times \text{法定相続人数}$$

計算例 法定相続人が配偶者と子2人の場合

改正前

$$5,000 \text{ 万円} + (1,000 \text{ 万円} \times 3\text{人}) = 8,000 \text{ 万円}$$

(遺産にかかる基礎控除額)



改正後

$$3,000 \text{ 万円} + (600 \text{ 万円} \times 3\text{人}) = 4,800 \text{ 万円}$$

(遺産にかかる基礎控除額)

●相続税率の改正

最高税率の引き上げなどの税率構造が変わります。

相続税の速算表

各法定相続人の取得金額	改正前※1		改正後※2	
	税率	控除額	税率	控除額
円	%	万円	%	万円
1,000万以下	10	なし	10	なし
1,000万超～3,000万以下	15	50	15	50
3,000万超～5,000万以下	20	200	20	200
5,000万超～1億以下	30	700	30	700
1億超～2億以下	40	1,700	40	1,700
2億超～3億以下			45	2,700
3億超～6億以下	50	4,700	50	4,200
6億超			55	7,200

※1 適用: 平成26年12月31日までに発生した相続

※2 適用: 平成27年1月1日以降に発生した相続

●各法定相続人の取得金額

課税遺産総額 (相続財産の合計額 - 基礎控除額) × 法定相続分 (5ページ参照)

●法定相続人別の相続税額

各法定相続人の取得金額 × 税率 - 控除額

●法定相続人別の相続税額の合計金額 = 相続税の総額

計算例 相続財産2億円で法定相続人が配偶者と子2人の場合 (改正後)

各法定相続人の取得金額

配偶者 $(2 \text{ 億円} - 4,800 \text{ 万円}) \times 1/2 = 7,600 \text{ 万円}$

子 $(2 \text{ 億円} - 4,800 \text{ 万円}) \times 1/4 = 3,800 \text{ 万円}$

法定相続人別の相続税額

配偶者 $7,600 \text{ 万円} \times 30\% - 700 \text{ 万円} = 1,580 \text{ 万円} \dots \textcircled{1}$

子 $3,800 \text{ 万円} \times 20\% - 200 \text{ 万円} = 560 \text{ 万円} \dots \textcircled{2}$

相続税の総額

$\textcircled{1} 1,580 \text{ 万円} + \textcircled{2} 560 \text{ 万円} \times 2 = 2,700 \text{ 万円}$

※その他の改正点や相続税についての詳細は国税庁ホームページ (www.nta.go.jp)
またはお近くの税務署等にお問い合わせください。

あなたの思いがかたちになります

～赤十字はこのような活動をしています～



国内災害救護活動

地震や台風、豪雨、火事などの災害や大事故が発生した際に、いち早く医療救護活動を行うため、被災地に救護班を派遣するとともに、被災された方々のこころのケアを行っています。また、救援物資をお届けするなど様々な支援活動に取り組んでいます。これらの活動は多くの赤十字防災ボランティアの協力のもとに行っています。

国際活動

紛争や自然災害、病気などで苦しむ人々を救うため、191の国々と地域に広がる赤十字のネットワークを生かし、世界各地で活動を続けています。

緊急時の救援活動に加え、人々が自らの力で災害や病気に対立ち向かえるよう、その国の赤十字と連携し、地域に根差した取り組みを進めています。

こうした活動を支えるボランティアを育成し、人道思想を広げることも重要な活動のひとつです。



赤十字病院

全国に92ある赤十字病院は、公的医療機関として救急医療、がん診療、周産期母子医療、へき地医療などを積極的に行ってています。年間1千万人を超える外来患者さんと入院患者さんを診療するほか、災害時には医師や看護師をいち早く被災地へ派遣し、被災された方々への医療救護活動を行っています。



看護師などの教育

保健、医療、福祉のニーズの変化に対応し、将来、国内外を問わず広く社会に貢献できるよう質の高い看護教育を行っています。

看護大学、短期大学、看護専門学校、助産師学校を運営し、学生たちは、最先端の看護の知識、技術、国際人道法や災害看護を学んでいます。

救急法などの講習

もしもの時の手当て、事故防止に必要な知識や技術の普及に努めています。

AED（自動体外式除細動器）の使用方法や心肺蘇生、高齢者の支援に役立つ介護技術、子どもの事故防止と手当て、水難事故、雪上の事故から身を守る方法など、全国で一般の方々向けに講習を行っています。

年間約70万人の方々が受講しており、赤十字救急法の普及推進に努めています。



赤十字ボランティア

赤十字の事業や活動は、ボランティアによって支えられています。

日本では、地域に根差した活動をする「地域赤十字奉仕団」、若者を中心とした「青年赤十字奉仕団」、特定のスキルを生かした「特殊赤十字奉仕団」の3つが、約3,000団組織されており、約220万人の赤十字ボランティアが活躍しています。



青少年赤十字

「健康、安全」、「奉仕」、「国際理解、親善」という実践目標のもと、子どもたちが自ら「気づき、考え、実行する」という力を育めるよう、日本全国の幼稚園、保育所、小・中・高等学校等の教育現場で様々な活動を展開しています。



血液事業

輸血を必要とする方々のために、血液センターや献血ルーム、献血バスで献血をお願いし、多くの皆さんにご協力いただいているいます。

その血液は、高度な検査などで安全性を確認し、24時間体制で医療機関へ届けています。



社会福祉

子どもや高齢者、障害者の中には、さまざまな事情で自立した生活を送れない人がいます。日本赤十字社は、そうした方が尊厳をもって暮らせるよう、全国29か所で児童福祉、老人福祉、障害者福祉施設を運営しています。

赤十字ボランティア、赤十字病院などと連携しながら、地域のニーズに応じた福祉サービスの向上に努めています。



ご寄付に関する専門相談窓口について

専門機関及び専門家

信託銀行等

民間の信託銀行では、個人資産の運用管理から、遺言書作成とその保管、遺言執行にいたるまでの業務を行っています。相続についての専門知識をもつ財産管理の専門相談員がいますので、最寄りの信託銀行等でご相談ください。

また、日本赤十字社と「遺贈による寄付制度」の提携を行っている信託銀行等もございますので、遺言信託にかかる詳しい内容についてお問い合わせください。

三井住友信託銀行 相続・遺言相談デスク

TEL : 0120-181-536

みずほ信託銀行 信託総合営業第五部

TEL : 03-3274-3221

三菱 UFJ 信託銀行 本店営業部

TEL : 03-6250-4141

三井住友銀行 相続アドバイザリー部

TEL : 0120-338-518

りそな銀行 お近くの銀行窓口へご相談ください

弁護士・司法書士

遺言書の作成から遺産の分割などの相続全般に関する相談することができます。

弁護士・司法書士には職業上、思わず争いの予防や解決に関する専門知識が豊富であり、良き相談者となることが期待できます。

各地方の弁護士会や司法書士会に相談して、弁護士・司法書士の紹介を受けることもできるほか、行政が行う無料の法律相談を利用して必要な情報を得ることも可能です。

税理士

税理士は財産の評価から申告書の作成、相続にかかる税金についての専門知識を持っています。各地方の税理士会で税理士を紹介してもらうこともできます。

公証人

公証人は、裁判官、検察官、法務局長、弁護士などを永年つとめた人の中から法務大臣が選任する国の公の機関であり、公証人が作成する公正証書遺言は、もっとも信頼できるものです。日本公証人連合会で最寄りの公証役場をお問い合わせください。

日本公証人連合会

東京都千代田区霞が関1丁目4番2号

大同生命霞が関ビル 5階

☎ 03-3502-8050 (代)

日本赤十字社の使命

わたしたちは、

苦しんでいる人を救いたいという思いを結集し、

いかなる状況下でも、

人間のいのちと健康、尊厳を守ります。

わたしたちの基本原則

わたしたちは、世界中の赤十字が共有する7つの基本原則にしたがって行動します。

人道：人間のいのちと健康、尊厳を守るために、苦痛の予防と軽減に努めます。

公平：いかなる差別もせず、最も助けが必要な人を優先します。

中立：すべての人の信頼を得て活動するため、いっさいの争いに加わりません。

独立：国や他の援助機関の人道活動に協力しますが、赤十字としての自主性を保ちます。

奉仕：利益を求めず、人を救うため、自発的に行動します。

単一：国内で唯一の赤十字社として、すべての人に開かれた活動を進めます。

世界性：世界に広がる赤十字のネットワークを生かし、互いの力を合わせて行動します。

わたしたちの決意

わたしたちは、赤十字運動の担い手として、

人道の実現のために、

利己心と闘い、無関心に陥ることなく、

人の痛みや苦しみに目を向け、

常に想像力をもって行動します。

「敵味方の区別なく救う」という戦時救護から始まり、
世界 191 の国・地域にネットワークをもつ赤十字は、
これからも人道課題の解決に取り組んでまいります。

「苦しんでいる人を救いたいという思いを結集し、人間のいのちと健康、尊厳を守る」
を理念に掲げる日本赤十字社の活動には、
皆様からお寄せいただく「活動資金」が必要です。

よろしくお願いいたします。



日本赤十字社
Japanese Red Cross Society

岡山県支部

〒700-0823 岡山市北区丸の内二丁目7番20号 TEL 086-221-9595 FAX 086-221-9599 <http://www.okayama.jrc.or.jp>